

一般社団法人栃木県設備業協会委員会運営細則

(目 的)

第1条 この細則は、一般社団法人栃木県設備業協会定款（以下、「定款」という。）第35条第6項の規定に基づき委員会の運営について、必要な事項を定める。

(委員会の設置及び業務)

第2条 会長及び理事会からの付議事項を研究、検討するため、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 経営委員会
- (3) 教育・安全委員会

2 委員会の業務内容は、別表のとおりとする。

3 協会の事業を行うため、必要に応じて理事会の決議を経て、第1項に定める委員会以外

の委員会（以下、「特別委員会」という。）を置くことができる。

4 特別委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(委員会の構成)

第3条 前条第1項の委員会は、各委員会とも委員長1名、副委員長2名、委員6名から10名以内で構成する。

2 委員長、副委員長及び委員（以下、「委員等」という。）は、各部会から推薦された正会員の中から理事会において選任する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を統括するとともに、会議の議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その代理を務める。

(任 期)

第4条 委員等の任期は、定款第24条第1項の規定を準用する。

2 任期の途中で選任された委員等の任期は、他の委員等の残任期間とする。

(委員会の運営等)

第5条 第2条第1項の委員会の運営については、この細則に定めるもののほか、委員長が委員会に諮って定める。

2 委員長は、必要に応じて委員会の活動状況を会長又は理事会に報告するものとする。

3 委員会の研究・検討の結果は、必要事項について会長又は理事会に答申するものとする。

4 委員会活動のための経費は、協会において負担する。

附 則

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団

法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この細則の施行前に、社団法人栃木県設備業協会各委員会規約に基づき手続きされた行為の効果は、この細則の施行後も有効なものであったものとみなす。

附 則

この細則は、平成 25 年 6 月 25 日から施行する。

別 表 （委員会の業務）

委員会名	業 務
総務委員会	<ol style="list-style-type: none">1. 組織及び機構に関する事項2. 定款その他諸規定の制定、改廃に関する事項3. 各種表彰に関する事項4. 関係官公署及び関係団体との連絡・調整に関する事項5. その他、他の委員会に属さない事項
経営委員会	<ol style="list-style-type: none">1. 経営の改善、合理化に関する事項2. 労務に関する事項3. 情報の収集、伝達に関する事項4. 調査、統計に関する事項5. その他経営、広報に関する事項
教育・安全委員会	<ol style="list-style-type: none">1. 技術者・技能者の確保、育成指導に関する事項2. 技術・技能の向上のための調査研究に関する事項3. 技術・技能に係る各種資格に関する事項4. 労働災害（交通災害を含む）防止等に関する事項5. 専門工事業者安全管理活動等促進事業に関する事項6. 労働安全衛生に関する事項7. その他、教育・安全に関する事項